

10 労働組合

(1) 労働組合とは

労働組合とは、一人ひとりでは使用者に対して弱い立場にある労働者が、団結することによって使用者と対等の立場に立って交渉し、労働条件の維持改善や経済的地位の向上を図るためにつくる団体です。

労働者が使用者のもとで働き、これに対して使用者が労働者に対して賃金を支払うという労使関係は、お互いに平等な立場で行われるものです。

しかし、使用者は経済的に強い立場にあり、労働者が一人ひとりの立場で使用者と労働条件などについて交渉しようとする、どうしても使用者が一方的に決めてしまうことになり、その結果、労働者に不利なものになってしまいます。

このようなことから、労働組合が結成されるようになりました。

今日の社会では、労働者が労働組合を結成し、使用者と対等の立場に立って賃金やその他の労働条件について交渉し取り決めることが、民主的な労使関係のあり方とされています。なお、非正規労働者も、労働組合に加入し、あるいは労働組合を結成して活動することができます。

(2) 労働組合の活動は法律で保障されている

憲法は、労働者が団結して組合をつくり（団結権）、団体交渉を行い（団体交渉権）、ストライキなどの労働争議を行う（団体行動権（争議権））ことを保障しています。

これらの権利は労働三権や労働基本権といわれています。

労働組合法第7条では、使用者の次のような行為を不当労働行為として禁止しています。

- ① 労働組合の結成や加入、正当な組合活動をしたことを理由として労働者を解雇したり、不当な取扱いをすること。
- ② 正当な理由なく、団体交渉を拒否すること。
- ③ 労働組合の結成や運営について、干渉したり経費援助をしたりして自主性を犯すこと。

コラム5

労働組合数、組織率

岡山県内の労働組合や組合員数の推移は次のとおりです。

令和元年6月末現在の労働組合数は815組合で、組合員数は148,885人。推定組織率は18.2%です。

	労働組合数	組合員数	推定組織率
平成29年	838組合	153,237人	19.0%
30年	820	151,788	18.8
令和元年	815	148,885	18.2

(2019年労働組合基礎調査：岡山県)